

利益相反ポリシー

1. 基本方針

公益財団法人日本スケート連盟(以下「本連盟」という。)は、我が国におけるスケート競技会を統括し代表する団体として、スケート競技の普及振興を図り、もって国民の心身の発展に寄与することを目的に、組織運営を行い事業を推進している。

本連盟の組織運営と事業を推進する過程において、本連盟並びに本連盟の役員や職員、競技者、指導者、審判員等(以下「関連当事者」という。)に求められる義務と、関連当事者個々が得る利益若しくは個々が有する責務と衝突する状況(利益相反)が生じる可能性がある。

このため、本連盟は、本連盟と関連当事者との間で生じる利益相反に対して適切に対応するため、次の基本方針に基づき行動する。

- (1) 本連盟は、発生し得る利益相反を未然に防止するため、若しくは発生した利益相反についてはその影響を最小限に抑えるため、利益相反マネジメント体制を整備し、継続的に運用する。
- (2) 本連盟は、利益相反による弊害を抑えることが自らの責務であることを関連当事者が認識するよう、利益相反に関する啓発活動を実施する。
- (3) 本連盟は、関連当事者に対して利益相反マネジメント体制に必要な情報の開示を求め、適切に対処する。
- (4) 本連盟は、利益相反マネジメント並びに適切な情報開示を行い、社会への説明責任を果たすことにより、本連盟の透明性を確保するとともに、社会的な信頼を確保・維持していく。

利益相反マネジメントは、関連当事者の活動を制限するものではなく、関連当事者の自主性を最大限に尊重するものであるとともに、本連盟の高潔性の確保と関連当事者が安心して職務や業務に取り組める環境を整備するものである。

2. 関連当事者

この利益相反ポリシーの対象となる関連当事者とは、本連盟の次に掲げる者をいう。

- (1) 評議員、役員、名誉会長、顧問及び参与
- (2) 第1種乃至第4種並びに第9種の登録競技者
- (3) 事務局職員
- (4) 上記対象者の配偶者及び1親等の者

3. 利益相反の定義

利益相反とは、次に掲げる経済的利益相反及び責務相反をいう。

- (1) 経済的利益相反とは、本連盟における関連当事者としての地位と、当該関連当事者が得る利益との間に社会通念上の関連性があり、当該関連当事者が当該利益を得ることによって、本連盟の利益が損なわれる関係にある場合をいう。
- (2) 責務違反とは、関連当事者の本連盟における地位に基づく責務と、当該関連当事者の本連盟以外の活動における責務又は私的な利益が相反している関係にあり、当該関連当事者が当該地位に基づく権限行使を行うことによって、本連盟に対する社会的信頼が損なわれる関係にある場合をいう。

4. 利益相反行為の原則禁止

- (1) 関連当事者は、利益相反関係にある行為を、原則として行ってはならない。
- (2) 本連盟が理事との間で、経済的利益相反に当たる取引が必要な場合、当該理事は、理事会に当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。理事以外の関連当事者との間で経済的利益相反取引を行う場合、当該関連当事者は、当該取引について経済的利益相反取引であることを申告し、理事会の承認を受けなければならない。
- (3) 競技運営その他本連盟の事業の必要上、責務違反行為を避けられない場合、当該事業を所管する委員会において、当該事業の公正性及び透明性を確保するための措置を実施しなければならない。

5. 利益相反の判断基準

関連当事者の利益相反が、社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、本連盟としてこれを承認しない。

関連当事者の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断する基準は、次の

各号に掲げる場合とする。

- (1) 関連当事者が本連盟の職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる
場合
- (2) 関連当事者の本連盟における職務活動よりも、外部活動を優先させていると客観的に判断で
きる場合
- (3) 当該取引により、本連盟の社会的信頼が確保できないと客観的に判断される場合

附則 令和3年7月14日制定